(質問の

五八

## 内閣衆質第五八号

昭和二十五年十二月八日

内 閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 鸺 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員田代文久君提出福岡、 小倉、 直方及び筑豊各地区地方公務員の地域給に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆 議 院議! 員 田 代文久君 提 出 福岡、 小倉、 直方及び筑豊各地 区 地方公務員 の地 域給に関する質

## 問に対する答弁書

五号)

第十二條第三項の規定に基いて、

現行勤務地手当の割合及び地域の区分は、 一般職の職員の給與に関する法律 (昭和二十五年法律第九十

なお従前の例によることとなつており、

従つて昭和二十

兀

年

以降

現在まで従前のままであつて変更されてい ない。 しかしながら本臨時国会に提出 の右法律の一 部を改正

る法律案に おいて、 勤務 地手当の支給割合が改正されることになつている。 しかして支給地域の 区 一分につ

いては、 右改正法律案で別に法律をもつて定めることになつており、 且つ、 支給地域の 区 分につい ては、

られ 現行 同 ているので、 法 律 の第二條第五号において、 政府としては人事院から提出されるであろう勧告に基いて、 人事院にその適正な改訂につき国会及び内 法律をもつてこれを定める 閣に勧告する権 限 が 與え

ことにする予定であるから、 御質問の点に関しては、 その際適正な決定がなされるものと考える。

地方公務員のベース・アツプ等の関係については、 本年度補正予算において平衡交付金を三十五億円増

額することにしている。

又今回の給與法政令案において地域給を五パーセントずつ引き下げたのは人事院の勧告を尊重した結果

右答弁する。

兀